

平成23年(ワ)第39604号地位確認等請求事件

平成24年(ワ)第 9052号地位確認等請求事件

平成24年(ワ)第17921号地位確認等請求事件

平成24年(ワ)第36691号地位確認等請求事件

原 告 丹羽 良子 外8名

被 告 日本郵便株式会社

準備書面 (14)

平成26年1月31日

東京地方裁判所民事第11部甲B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

二 島 豊 太



同

石 川 哲 夫



同

黒 澤 佳 代



同

岡 部 美奈子



同

森 大 輝



本書面では、一部の求釈明事項への回答、及び、原告ら第10準備書面に対する、
必要な範囲での反論を行う。

第1 求釈明への回答

裁判所から指摘があった一部の求釈明事項、及び、原告ら第10準備書面で新たになされた求釈明事項につき、次のとおり回答する。

1 東京支社管内の原告ら所属支店における本件雇止め対象者数等

(1) 高輪支店（原告根元）

原告根元が、期間雇用社員就業規則第10条第2項により雇止めとなった平成23年9月30日に、高輪支店において同条同項による雇止めの対象となった者の人数は、原告根元を含め36名、そのうち後補充がなされた者は14名である。

原告根元については、後補充の必要性はあったものの、既に主張しているとおり、インターネット掲載による募集により、支障なく後補充が行われている。

(2) 三鷹支店（原告大倉）

原告大倉が、期間雇用社員就業規則第10条第2項により雇止めとなった平成23年9月30日に、三鷹支店において同条同項による雇止めの対象となった者の人数は、原告大倉を含め17名、そのうち後補充がなされた者は0名である。

三鷹支店においては、取扱郵便物量の減少により、労働力に余剰が生じている状況であったため、いずれの部署の本件雇止め対象者についても、後補充の必要性は生じなかった。

2 甲G5、乙共14について（原告ら第10準備書面 2頁目の求釈明）

甲G5及び乙共14は、本社の指令により作成されたものではない。

第2 原告ら第10準備書面に対する反論

以下、標記書面について、必要な範囲で反論を行う。

1 「解雇回避努力義務違反」との主張に対して

原告らは、本件において、被告に解雇回避努力義務違反があったと主張する。

しかし、被告が準備書面（３）、（４）、（５）、（８）で再三主張したように、原告らには雇用継続に対する合理的な期待は存しないから、そもそも解雇権濫用法理類推適用の余地はない。

また、解雇回避努力義務は、整理解雇等の人員削減を実現する際に使用者に求められる信義則上の義務（菅野和夫・労働法（第十版）５６７頁参照）と一般に解されているところ、本件は、人員削減を目的とした契約不更新ではなく、被告準備書面（２）第２の２（１）で述べたとおり、高齢者への過大な業務負担とこれに基づく事故等への懸念、正社員の定年年齢や高齢再雇用社員の契約更新上限との均衡、年金支給開始年齢等の考慮、組織の新陳代謝促進等によるものであるから、この点においても、本件において被告が解雇回避努力義務を負うとの原告ら主張には理由がない。

２ 「後補充の困難性」に関する主張に対して

原告らは、原告らが行ってきた業務には熟練を要するという前提に立ち、「後補充の困難性」を指摘するが、客観的に、原告らが行ってきた業務に熟練を要するものではなく、補充要員が随時確保できる状況にあれば、「後補充の困難性」は存しない。

また、原告らは、元所属支店に関し、「後補充の困難性」に関する指摘を行うが、いずれも事実ではない。

３ 「組合差別による雇用延長拒否」の主張に対して

原告らは、「解雇以前から組合活動をしていた原告丹羽、深尾、大倉、石澤については、労働組合活動が嫌悪されたため」雇止めされたと主張する。

しかし、かかる主張は、上記で言及されていない「原告齋藤、辻、根元」、また、雇止めされた後に組合員となった「原告向山」及び「原告濱」も、「原告丹羽、深尾、大倉、石澤」と同様に契約更新されなかった事実と矛盾している。

被告は、期間雇用社員就業規則第10条第2項に則り、契約期間満了時に満65歳に達している者については、「会社の都合による特別な場合」及び同条項但書適用の場合以外、全員一律に契約不更新の扱いをしており、組合加入の有無や活動内容等による扱いの差異は一切ない。このことは、上記のように、契約期間満了時に組合員でなかった原告向山及び原告濱についても、当時組合員であった原告らと同様に更新がなされていないことから明白である。

以上